

事業者のみなさまへ



事業系廃棄物 適正処理ルールブック



ホテル町田ダイワ



フェリシア高等学校



(株)バルカー M・R・Tセンター



東横INN町田駅小田急線東口

2024年度
まちだ3R賞
受賞事業所



東京建物町田ビル



協和キリン(株)東京リサーチパーク



ハスのの



町田市立総合体育館



ディノスロジスティクスセンター東京



玉川学園



三井住友海上玉川研修所

町田市 環境資源部 環境政策課

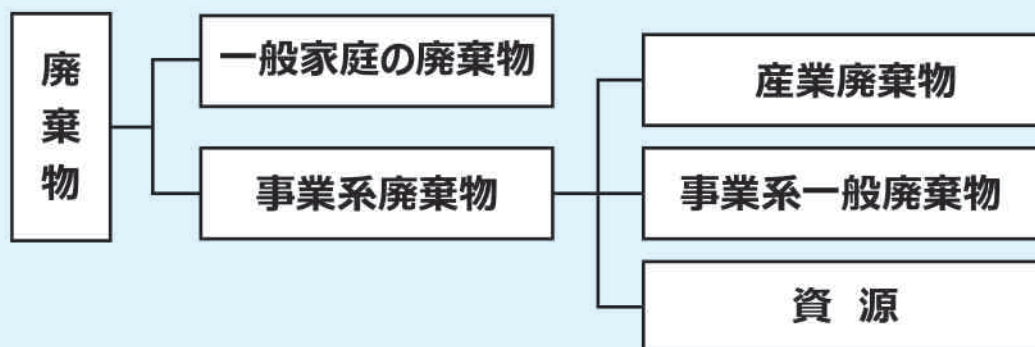
事業系廃棄物の基本ルール

事業系廃棄物とは

- 事業活動に伴って生じる廃棄物は、**一般家庭から出る廃棄物の分別とは異なります。**
事業所の例:会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院・各種団体など。
※ 法人・個人、営利・非営利、廃棄物の排出量の多少は関係ありません。
- 事業系廃棄物は、**事業者自らの責任で処理する義務があります。**
排出された廃棄物が最終的に適正に処分されるまで、排出事業者には責任があります。
搬出事業者や収集運搬事業者に引き渡して終わるものではありません。

廃棄物の分類

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により以下のように分類されます



- 分類ごとに処理施設が異なるため、ごみ箱を分けて分別してください
混入しづらい環境づくりをしてください(詳しくは9ページへ)。



法令で定められた以下のもの。

区分	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、焼却残灰などの灰かす
	②汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの 及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの
	③廃油	鉱物性及び動植物性油脂にかかるすべての廃油
	④廃酸	酸性廃液
	⑤廃アルカリ	アルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	廃プラスチック類
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄くずなど
	⑨ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)耐火レンガくず、石膏ボード 「がれき類」以外のコンクリートくずなど
	⑩鋳さい	鋳物廃砂、電気等溶解炉かすなど
	⑪がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じた各種廃材
	⑫ばいじん	ばい煙発生施設・焼却施設の集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	以下の業種から発生するもの 建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業 出版業、製本業、印刷物加工業
	⑭木くず	以下の業種から発生するもの 建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) 木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む) パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の 積付けのために使用したこん包用の木材を含む) (注:木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません)
	⑮繊維くず	以下の業種から発生するもの 建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く) 天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)
	⑯動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料 として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	⑰動植物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理 した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱家畜のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿
	⑲家畜の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体
	⑳上記①～⑲の産業廃棄物を処分するために発生したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの(例:コンクリート固形化物)	
●特別管理産業廃棄物 感染性産業廃棄物など、特に指定された有害なもの		

事業系一般廃棄物(5ページへ)

産業廃棄物以外のもの。

町田市の清掃工場へ

※一部の地域は多摩清掃工場(6ページへ)

資源(7ページへ)

資源化施設へ

ごみとして、最も多く事業所から排出される資源は紙類です。
分別してリサイクルすることでごみの減量になり、経費の節減も期待できます。

産業廃棄物

(詳しくは、12ページ掲載の
お問合せ先へご確認ください)

産業廃棄物処理業許可業者
へ依頼してください

●代表的な品目

品目	代表例
プラスチック類	 弁当容器  カップめん容器  ビニール袋  ラップやトレイ  発泡スチロール  ペットボトル  化学繊維  PPバンド  その他プラスチック製品
金属類	 カン  刃物  アルミホイル  調理器具  スプレー缶  カセットボンベ  安全ピン
ガラス・陶器類	 ビン  ガラス容器  食器  植木鉢  土鍋  蛍光灯  電球
廃油	 食用油  エンジンオイル
電池	 電池  充電式電池 (注意) ごみ処理施設で火災が多発しています。 火災の原因となる充電式電池・電池は必ず分別して 適正に排出してください。
その他	 電化製品※  家具(木製のものは事業系一般廃棄物)  ゴム製品

※家電リサイクル法対象製品の処分方法

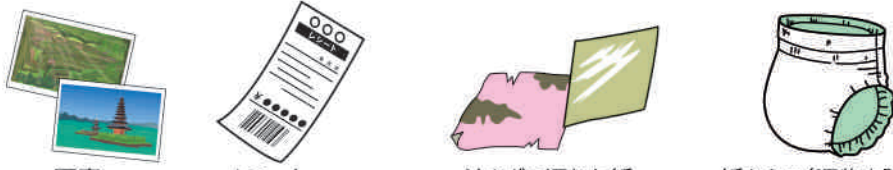
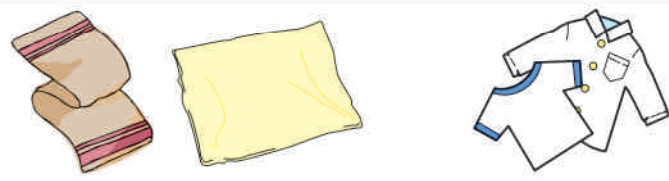
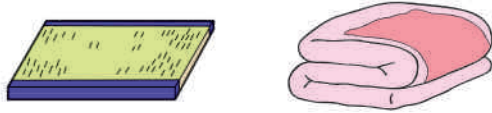
家庭用のエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。
処理については、産業廃棄物処理業許可業者やメーカー・販売店等にお問い合わせください。

※パソコンの処理方法

使用済みのパソコンは、資源有効利用促進法により、メーカーによる回収とリサイクルが義務付けられています。
処理については、産業廃棄物処理業許可業者やメーカー・販売店等にお問い合わせください。

事業系一般廃棄物

●代表的な品目

品 目	代表例
資源化できない紙類	 写真 レシート 油などで汚れた紙 紙おむつ(汚物を除く) ・その他特殊な紙。 油紙、防水加工紙、ワックス加工紙、カーボン紙、アルミ付き紙容器など。 ・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは3ページ「⑬紙くず」へ。 ※感染性のあるものは 感染性産業廃棄物
生ごみ	 食べ残し 売れ残り 食料残さ ・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは3ページ「⑯動植物性残さ」へ。 ・食品リサイクル法では、食品関連事業者(製造・加工業、販売店、飲食店等)に対し食品循環資源の再生利用に関する数値目標を定め、リサイクルを義務づけています。
木くず	 割り箸 竹串 木製品(直径15cm以内、長さ150cm以内に 裁断したもので、金属等の部品は除く) ・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは3ページ「⑭木くず」へ。 ・貨物の流通のために使用したパレットは、産業廃棄物です。
繊維くず ※化学繊維を除く	 布類(縦横60cm以内に裁断したもの) 衣服 ・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは3ページ「⑮繊維くず」へ。
資源化できない剪定枝	 草・花・雑草・落ち葉 木の根・剪定くず 毒性がある植物 (アセビ・ウルシ・カクレミノ など) 繊維質の多い植物 (竹・笹・シノ・シュロ・ソテツ など) ・直径15cm×長さ150cm以下に裁断してください。 ・剪定枝は、可能な限り資源化してください。(9ページへ)
布団・畳	 畳(1日6枚まで) ※プラスチック入りを除く 布団(1日10枚まで)

※保管場所では事業系一般廃棄物が飛散・流失及びその悪臭が発生しないようにするとともに、常に清潔にしてください。

事業系廃棄物の
基本ルール

産業廃棄物

事業系
一般廃棄物

資
源

事業者の責務

市の取り組み・Q&A

まちだ3R賞

●事業系一般廃棄物の処理方法

以下のいずれかの方法で処理してください。

1.一般廃棄物処理業許可業者と契約し、処理を委託する

- ・町田市から許可を得ている業者に収集・運搬を委託してください。
- ・収集運搬許可業者について詳しくは、町田市ホームページでご確認ください。
- ・問合せ先：環境政策課（☎042-797-0530）

2.清掃工場に自ら持ち込む

●町田市バイオエネルギーセンター

住 所：町田市下小山田町3160

受 付：月曜～土曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時（時間厳守）

料 金：350円/10kg

必要書類：「受入基準確認書」をご用意ください（町田市ホームページからダウンロードできます）

問合せ先：循環型施設管理課（☎042-797-2732）

●多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場

※小山ヶ丘・大蔵町・真光寺・真光寺町・広袴・広袴町・鶴川団地の事業所はこちらに持ち込んでください。

住 所：多摩市唐木田2-2-1

受 付：月曜～金曜日（年末年始を除く）

午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

料 金：350円/10kg

必要書類：「ごみ処分依頼書」をご用意ください（町田市ホームページからダウンロードできます）

注 記：事業所の住所が確認できるものを用意してください（例）公共料金の領収書、郵送物の宛名など

問合せ先：多摩ニュータウン環境組合（☎042-374-6331）

3.「少量排出事業者登録」を行い、市の収集を利用する

- ・以下の全てに該当する事業所が対象です
 - ①町田市内の事業所
 - ②1回の排出量が事業ごみ専用袋 **2袋以内**（週2回収集）
 - ③一般廃棄物処理業許可業者の委託と併用しない
- ・5ページに掲載の事業系一般廃棄物のうち、袋に入る物のみ収集可能です。不適合物は受け入れできません。
- ・申込み書は、町田市ホームページからダウンロードできます。
- ・問合せ先：環境政策課（☎042-797-0530）



事業ごみ専用袋
1,800円（10枚入り）
30リットル相当



町田市ホームページ

紙類の資源化について

市の清掃工場に搬入不可

事業系廃棄物の
基本ルール

産業廃棄物

事業系
一般廃棄物

資源

事業者の責務

市の取り組み・Q&A

まちだ3R賞

●紙類の資源化について

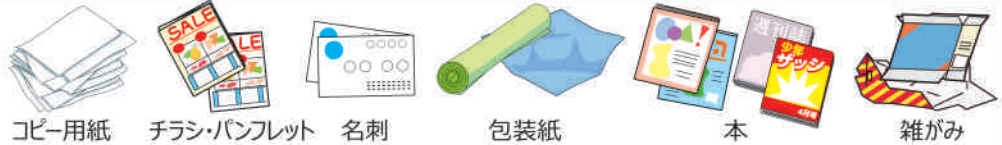
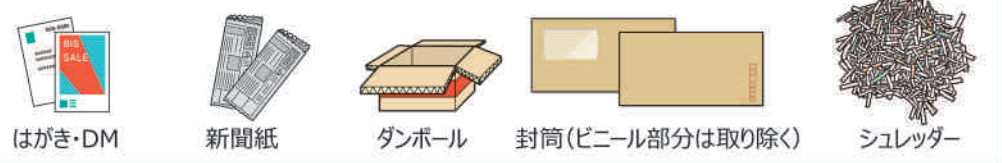
一般廃棄物処理業許可業者を通じてリサイクルするか、古紙問屋に持ち込み又は回収を依頼してください。対象品目は古紙問屋によって異なります。

町田市内の古紙問屋（参考）

2025年4月時点

- ・（株）グリーン山愛（町田市森野6-1-1） ☎042-728-9801
- ・（株）共益商会 町田営業所（町田市鶴間7-25-1） ☎042-850-5162
- ・（有）清江紙業（町田市真光寺町940-2） ☎042-734-5363

●代表的な品目

品 目	代表例
古紙	
	

●紙のリサイクルのポイント

資源化可能な紙類が、事業系一般廃棄物に多く混入していることが確認されています。

組成調査では、資源化可能な紙類が、事業系一般廃棄物全体の約22%含まれていました。

・紙類の使用量を減らす工夫

ペーパーレス化・裏紙の使用・2in1印刷・両面印刷など工夫をしてください。

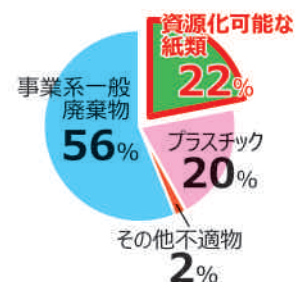
・古紙の分別ボックス等を利用

古紙の品目ごとに、トレーやボックスを用意してください。品目ごとにラベルを貼り、「対象となるもの」「対象とならないもの」「禁忌品」なども記載してください。

・禁忌品の例

圧着はがき・昇華転写紙・感熱紙・汚れや臭いのついた紙・プラスチック合成紙。

写真・カーボン紙・ノンカーボン紙 フィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙など。



※禁忌品は、リサイクルの妨げとなるので分別してください。

禁忌品以外は、破れていたり形状がそろっていなくても、雑がみとして資源化できます。

事業者の責務

事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条では、事業者の責務として以下のように定めています。

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、事業者の責任が強く求められています。

事業者の義務

「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(以下「条例」という)」により、以下の義務があります。

①事業用途に供する部分の延床面積が3,000㎡以上の建築物の所有者(お問合せ:環境政策課)

(1)ごみの減量・再利用の促進

(2)廃棄物管理責任者の選出・届出

廃棄物管理責任者が変更になった場合は、廃棄物管理責任者選任届を事実発生日の30日以内に提出してください。

(3)廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の作成・提出

廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出期限は5月末日(公共施設は4月末日)となっています。提出期限の厳守をお願いします。

(4)再利用対象物保管場所の設置・届出

問合せ先:環境政策課(☎042-797-0530)

②事業系一般廃棄物を1日平均200kg以上排出する事業者(お問合せ:循環型施設管理課)

条例第42条により「一般廃棄物管理票(マニフェスト)」の提出が義務づけられています。

●マニフェストとは

廃棄物の種類、量、排出場所などを記載するA～D票からなる複写式の伝票です。

1日平均200kg以上排出する事業者は、循環型施設管理課(町田市バイオエネルギーセンター出口計量)に提出する必要があります。

マニフェストの使用により、処理の流れが明確になり、適正に処理されたことが確認できます。

問合せ先:循環型施設管理課(☎042-797-2732)

すぐに取り組めること

「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」の分別を守りましょう。家庭の分別と間違われる場合が多く見られます。分別を徹底するために、次のようなポイントから環境づくりを行ってください。

①ごみ箱の整備

- ・ごみ箱を種類ごとに用意し、分類を表記する。
- ・「入れてよいもの」「入れてはいけないもの」を表記する。

町田市ホームページで「分別ラベル」をダウンロードできます。

②分別表などの掲示

- ・ごみ箱の近くに右のような分別表などを掲示して、分別を徹底する。
- ・頻繁に排出されるもの・間違えやすいものは、具体例を記載する。

③情報の公開と共有

- ・分類別のごみ量、ごみ処理にかかる経費、ごみ減量の取組みなどを公開する。

廃棄物について興味や目標を持つことは、分別推進の第一歩につながります。

④事業所の特徴にあわせた工夫

- ・事業所の特徴を把握して環境づくりを行う。

「特定のごみが多量に出る」など、事業所ごとに特徴がある場合があります。

⑤プラスチックの分別に注意

- ・事業所から排出されるプラスチックは全て産業廃棄物です(主成分がプラスチックの混合物も含む)。

「家庭ごみ」では、「燃やせるごみ」としている地域もあり、誤解しやすいのでご注意ください。

※組成調査では、プラスチック類が事業系一般廃棄物全体の約20%含まれていました。

[illegible]

ごみの減量方法の例

- ・ビン・カン・ペットボトル・弁当容器等は、納入業者に引き取ってもらうよう依頼する。
- ・使い捨て品（紙コップ・割り箸など）は控え、繰り返し使えるものを使用する。
- ・詰め替え品・リターナブル容器などを使い、容器や梱包材の廃棄を減らす。
- ・ごみ箱を分別場所に集約し、個人のごみは家庭への持ち帰りを促す。
- ・資源化可能な剪定枝は**町田市剪定枝資源化センター**に持ち込み資源化する。

住所:町田市小野路町3332

電話:042-708-4772

料 金:150円/10kg

搬入受付時間・4月から10月:午前8時30分から午前11時30分

:午後1時00分から午後6時30分

・11月から3月:午前8時30分から午前11時30分

:午後1時00分から午後5時00分

市の取り組み

搬入物検査

搬入された事業系一般廃棄物（一般廃棄物処理業許可業者や事業者が自ら搬入）について、検査機による内容物の展開検査を実施しています。

検査では、資源化できる紙類や産業廃棄物（特に廃プラスチック類）の混入が多く見られます。搬入不適物が混入していた場合には、持ち帰っていただきます。検査時の注意・指導に対する改善が不十分な事業所には、個別訪問の上、分別等の指導を行っています。



プラスチック容器・ビニール等の廃プラスチックは、産業廃棄物です。



商品の小箱・シュレックークず等も紙資源として資源化できます。

立入検査

事業所の立入検査を行っています。廃棄物の減量と再利用の向上を目的として、一般廃棄物に不適合物が混入していないか、廃棄物保管場所が清潔に管理されているかなどを確認しています。

講習会

排出事業者を対象に、事業系一般廃棄物にまつわる講習会を開催しています。また、個別での対応も可能です。詳しくは、環境政策課(☎042-797-0530)へご連絡ください。

Q & A

1. 事業所とは？

店舗・飲食店・会社・事務所・工場など営利を目的とするものばかりではなく、病院・学校・社会福祉施設・官公署など公共サービスなどを行っている事業所も該当します。法人か個人経営か、事業規模の大小、廃棄物の排出量などは問いません。また、住宅宿泊事業（民泊）から出るごみも事業系廃棄物となります。

2. お店（事業所）と住まいが一体になっています。ごみの処理方法は？

事業所と住宅が一緒になっている場合、家庭から出たごみと分けてください。事業活動により発生したごみを、家庭用の指定収集袋に入れて出すことはできません。

3. 従業員等の弁当の廃棄物（プラスチック容器など）はどう処理すればいいの？

従業員や利用者などが出したプラスチック容器などは事業系ごみとなりますので、処分する場合は事業者の責任において、産業廃棄物として適正に処理してください。

4. 市では事業系廃棄物の収集を行わないの？

事業系廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で義務づけられているため、原則として市では収集を行いません。ただし、少量の「事業系一般廃棄物」については、「少量排出事業者登録」の申請を行うことで市の収集を利用できます（6ページ参照）。

5. 資源（古紙、ビン・カン、ペットボトルなど）を集積所や地域資源回収に出していいの？

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める「排出事業者責任」は、事業活動から出されるすべての廃棄物に及ぶため、資源であっても集積所に出すことはできません（市では収集を行いません）。資源化できる廃棄物は、廃棄物処理業許可業者等を通じてリサイクルするか、直接リサイクル業者に依頼してください。

6. 廃棄物処理業許可業者はどのようにして選べばいいの？

業者を選ぶ際、収集運搬を依頼したい廃棄物の品目について、許可を得ているか確認する必要があります。詳しくは、12ページ掲載のお問合せ先へご確認ください。また、処理料金は各事業者にご確認ください。

まちだ3R賞

2024年度まちだ3R賞 受賞事業所 評価ポイント(抜粋)

東京建物町田ビル

- ・デジタルサイネージを活用し、入居者向けの通知や各種の啓発を実践することにより紙の削減や、傘のレンタル「アイカサ」等新規の取り組みなどが評価されました。

学校法人 玉川学園

- ・ごみ減量や3Rの取り組みの枠を超え、広く環境保全の活動を学内だけでなく学外へも広げている。また、教育信条である「自然の尊重」に基づいた環境保全やごみ減量に様々な取り組みを積極的に取組んでいるところなどが評価されました。

町田市立総合体育館 スポーツ町田共同事業体

- ・身の回りにあることをひと工夫して、コストや施設利用者、スタッフに大きな負担をかけずに、3Rにつながることを多く実践しているところなどが評価されました。

ディノスロジスティクスセンター東京

- ・各所に掲示されている分別基準方法を基に、組織的に分別が徹底されて保管状態も良好。また、ストレッチフィルムを削減や資源化することで、廃棄量が大きく減り、その成果を可視化して振り返りを行っているところなどが評価されました。

株式会社 東横イン町田駅小田急線東口

- ・プラスチックごみ削減のため、使用済みアメニティのリサイクルやオリジナル折り畳み傘の販売、食品ロス削減のため、客室で簡単にできる事前アンケートで、必要数を把握しており、宿泊客が満足できるサービスを提供しているところなどが評価されました。

株式会社 ホテル町田ヴィラ

- ・アメニティーバーを設置し部屋に無駄なものは置かない、傘のしずく落とし機を導入し傘入れ用のビニール袋の削減を図るなど、ごみ減量に寄与できるところから実践していることなどが評価されました。

協和キリン 株式会社 東京リサーチパーク

- ・廃棄物分別アプリの採用や分別不明なものに対して専用の問合せBOXを設置し、誰もが資源化に取り組めることを実践されており、実績を上げているところが評価されました。

三井住友海上玉川研修所

- ・定例で業者と連絡会を開催し、廃棄物の適正処理に向け組織全体で取組んでおり、不要なものを細かくチェックし、発生抑制の観点を強く意識しているところなどが評価されました。

学校法人 明泉学園 フェリシア高等学校

- ・ウォーターサーバーを設置し、ペットボトル削減の取り組みを実践され、生徒に意識が浸透しマイボトル普及率が約80%となっているところなどが評価されました。

株式会社 バルカーM・R・Tセンター

- ・自社での工夫、従業員への周知、3Rの取り組み等を実践し、製造過程で出てしまう廃棄物量を可能な限り削減し、その他の廃棄物量、資源化量、資源化率を棒グラフ化し、効果を上げているところなどが評価されました。

廃棄物の減量や適正排出を積極的に工夫を凝らし取り組んでいる事業所を廃棄物の減量に寄与したとして表彰します。

表彰された事業所は、町田市ホームページや環境広報紙など様々な方法で広報します。

詳しくは、町田市ホームページでご確認ください。



町田市ホームページ

お問合せ先

町田市環境資源部環境政策課（☎042-797-0530）

- ・事業系廃棄物の一般的なお問合せ
- ・一般廃棄物処理業許可業者について
町田市ホームページ「一般廃棄物処理業許可業者一覧」
- ・一般廃棄物管理票について
- ・事業系一般廃棄物の持込みについて
- ・少量排出事業者登録について
町田市ホームページ「少量排出事業者登録申込み」

（一社）東京都産業資源循環協会（☎03-5283-5455）

- ・産業廃棄物処理業者について
東京都ホームページ「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」

東京都環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課（☎03-5388-3589）

- ・産業廃棄物の処理について

発行:2025年4月

編集:町田市環境資源部環境政策課

〒194-0202 町田市下小山田町3160

町田市バイオエネルギーセンター